最終更新日：2021年5月26日
コンドーテック株式会社
代表取締役社長 近藤　勝彦
問合せ先：総務部　06-6582-8441
証券コード：7438
https://www.kondotec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化していくことによってコーポレート・ガバナンスを強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。その実現のためにコンプライアンスと内部監査体制を強化し、経営情報や業績情報などの各種情報をホームページなども利用してタイムリーなディスクロージャーを積極的に行うとともに、スピーディーな意思決定と経営監視機能を強化することがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

なお、当社は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、監査等委員会への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

****

2019年7月1日提出のコーポレートガバナンス報告書にて未実施として記載しておりました以下の項目については、その後、当社取締役会等にて、議論を重ね、検討及び対応を行ったことにより、本項から当該項目を削除しております。

実施内容については、以下のとおりであります。

【補充原則4－3－2　CEOの選任手段】

当社は、CEOとなる代表取締役の選任について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るべく、2020年3月に独立社外取締役を構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会（報酬委員会は2019年6月に設置）を設置いたしました。

CEOとなる代表取締役の選任については、人格及び識見並びに実績を勘案し、候補者が代表取締役として相応しい資質を持ち、その職責を全うすることができる人材であるかを踏まえ、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会の決議において、十分な審議をした上で、決議いたします。

以上により、当社は、未実施としておりました任意の指名報酬委員会を設置したことにより、本項から削除いたしました。

【補充原則4－3－3　CEOの解任手段】

当社は、CEOとなる代表取締役の解任について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るべく、2020年3月に独立社外取締役を構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会（報酬委員会は2019年6月に設置）を設置いたしました。

CEOとなる代表取締役の解任については、法令または定款等の違反や当社の企業価値を著しく毀損するなど、当社の代表取締役にふさわしくないと認められる場合は、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会において、十分な審議をした上で、決議いたします。

以上により、当社は、未実施としておりました任意の指名報酬委員会を設置したことにより、本項から削除いたしました。

【補充原則4－10－1　指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、取締役候補の指名及び取締役の報酬について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るべく、独立社外取締役の関与及び助言を得るため、2020年3月に独立社外取締役を構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会（報酬委員会は2019年6月に設置）を設置いたしました。

以上により、当社は、未実施としておりました任意の指名報酬委員会を設置したことにより、本項から削除いたしました。

****

【補充原則1－2－4　議決権行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳】

当社は、議決権行使プラットフォームの利用について、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境とするため、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会より、導入いたしました。

なお、招集通知の英訳については、継続して検討しておりますが、外国人等の持株比率は14.7%（2020年3月末日現在）であるため、手続き及び費用を考え、実施しておりません。

引き続き、招集通知の英訳について、外国人比率等を踏まえ、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】

1．政策保有に関する方針

当社は、事業上重要な取引先との取引関係の維持・強化により、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、政策保有株式を保有しております。

なお、政策保有株式に係る検証により、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。

2．政策保有株式に係る検証

当社は、毎年、取締役会において、個別の政策保有株式について、保有目的及び取引による便益等を精査、検証しております。

なお、2020年3月末現在の政策保有株式は6銘柄、簿価39百万円、時価248百万円であり、総資産46,335百万円に対する割合はそれぞれ0.1%、0.5%となっております。

3．政策保有株式に係る議決権の行使

当社は、投資先企業の経営方針・戦略等を尊重し、当社及び投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値に資するか等を基準として個別の議案ごとに判断し、議決権の行使を行います。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社では、役員が行う競業取引及び利益相反取引は、法令に従い、その重要性や性質に応じて取締役会での審議及び決議を要することとしております。
また、当社役員に対しては、事後に「関連当事者との取引情報」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引の有無を把握しております。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金の運用に関して、従業員の安定的な資産形成並びに当社の財政状態への影響を踏まえ、以下の取り組みを行っております。
・社内に年金運用担当部門を配置し、委託先の運用機関より定期的に運用状況の報告を受けるとともに、年4回取締役会での報告等を行い、適正に管理しております。
・スチュワードシップ・コードを受け入れている運用機関に委託しております。
・委託している運用機関に個別の投資先選定や議決権行使を一任することで、企業年金の受益者と当社との間での利益相反が生じないよう、適切に管理しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社は、法令に基づいた開示に加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、次の事項について積極的に開示を行っております。
(i) 経営理念・経営戦略・経営計画
「企業理念」、「経営方針」、「成長戦略」、「中期経営計画」を当社ホームページにて開示をしております。
当社ホームページ：https://www.kondotec.co.jp/corporate/philosophy.html
https://www.kondotec.co.jp/ir/

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をコーポレートガバナンス報告書及び当社ホームページ等にて開示をしております。
当社ホームページ：https://www.kondotec.co.jp/sustainability/governance/

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定
本報告書Ⅱ 1「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(iv) 経営陣幹部の選解任及び取締役の指名の方針と手続
取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の指名については、法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることができ、的確かつ迅速な意思決定と会社の各機能と各部門と協力・連携・カバーできる人物を選任することとし、独立社外取締役を構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会により株主総会付議議案として決議しております。
監査等委員である取締役候補者の指名については、法令・財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点を持つ人物を選任することとし、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、事前に監査等委員会の同意を得た上で、取締役会により株主総会付議議案として決議しております。
また、多様な価値観・考え方は今後の事業運営には欠かせないとの認識に基づき、取締役に女性を登用しております。
なお、取締役及び監査等委員である取締役として職務上の義務に違反し、または職務を怠るなど、当社の取締役及び監査等委員である取締役にふさわしくないと認められる場合は、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会でその処遇を決定し、解任とする場合は株主総会で決議いたします。

(v) 経営陣幹部及び取締役の個々の選解任・指名についての説明
当社は各取締役の選解任理由について、株主総会招集通知にて開示いたします。
当社ホームページ：https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。
日常の職務執行については、組織・業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を行うとともに、執行役員制度により、職務執行体制の強化及び執行責任の明確化を図っております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役に、会社法上の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、かつ、豊富な経験・見識で経営の監視と助言ができる人材を選任することとしております。
なお、当社は社外取締役4名全員を、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての能力、多様性の考え方】
当社は、取締役の選任について、法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることができ、的確かつ迅速な意思決定と会社の各機能と各部門と協力、連携、カバーできる人物を、多様性に配慮しつつ、総合的に検討して、選任しております。
取締役選任の方針・手続きについては、3-1 (iv) に記載しております。

【補充原則4－11－2　取締役の兼任状況及び方針】
当社では、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任数は取締役としての役割・責務を果たすのに合理的な範囲に留めております。
また、兼任状況については、当社ホームページをはじめ、株主招集通知等で開示をしております。
当社ホームページ：https://www.kondotec.co.jp/sustainability/governance/management.html

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社は、毎月1回開催しております定例の取締役会にて、重要事項の決定を行い、社外取締役が意見を述べるなど、議論を行い、取締役会の実行性が高まるよう努めております。
なお、当社は毎年1回取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っております。
2020年4月に、取締役会の実効性の評価を実施し、その結果について、2020年5月の取締役会にて審議及び検討を行いました。
結果概要は以下のとおりであります。

1．期間：2020年4月～5月
2．方法：全取締役及び監査役（社外役員を含む）の無記名による自己評価アンケート
3．評価項目：取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会における審議、ガバナンス体制、ＤＸの推進、総合評価
4．結果概要：
全役員は、取締役会全体としての実効性は確保できていると評価していますが、代表取締役の後継者の計画に関して適切に議論、監督をすべきとの意見や、経営陣の報酬に関してさらに議論をすべきとの意見がございました。
今後も、これら意見を基に改善を重ねてまいりたいと存じます。

【補充原則4－14－2　取締役のトレーニング方針】
当社では、取締役のトレーニングとして、社内外講師による研修や講習会の受講、社外セミナーや外部のWEBゼミに参加する機会を設け、必要な知識の習得や法的な義務と責任の理解と促進に努めております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する基本方針】
当社は、株主総会のほか、個人投資家向け説明会や決算説明会及びＩＲフェアへの参加等を実施し、株主との建設的な対話の促進を図っております。
また、ＩＲ担当部署である総務部を管掌する取締役をＩＲ担当取締役に選任し、関連する他部署との情報共有も密にすることで連携を強めております。
経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、適宜、取締役会へ報告するよう努めております。
加えて、当社は株主との対話に際して、ＩＲ自粛期間等を定めた「ＩＲポリシー」及び重要事実・内部情報伝達等を定めた「内部情報管理規程」を定め、実施することで、情報の管理を行っております。
当社ＩＲポリシーにつきましては、当社ホームページにて開示しております。
当社ホームページ：https://www.kondotec.co.jp/ir/policy.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社藤和興産	3,014,064	11.32
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND （PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO）（常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	1,619,900	6.08
コンドーテック社員持株会	1,306,686	4.91
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247,200	4.68
株式会社Ｆプランニング	900,000	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	871,800	3.27
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	753,800	2.83
株式会社藤登興産	676,000	2.54
近藤　雅英	664,700	2.50
近藤　純位	652,916	2.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．持株比率は自己株式628千株（株式付与ESOP信託が保有する当社株式（26千株）及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（128千株を除く）を除いて算出しております。

2．2018年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、2018年6月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。
[氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合]
株式会社三菱UFJ銀行/753千株/2.77%
三菱UFJ信託銀行株式会社/593千株/2.18%
三菱UFJ国際投信株式会社/47千株/0.17%
（合計/1,394千株/5.12%）

3．2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（№6）においてフィデリティ投信株式会社が、2019年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。
[氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合]
エフエムアール　エルエルシー（FMR LLC）/2,656千株/9.74%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金井　美智子	弁護士											
大和　正史	学者											
安田　加奈	公認会計士											
徳田　琢	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

金井　美智子	○	○	―――	M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
大和　正史	○	○	―――	国内外における結合企業法制及び親子会社間取引等の分野に精通しており、大学院教授及び研究者としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
安田　加奈	○	○	―――	公認会計士及び税理士としての経験・識見が豊富であり、公認会計士の専門的見地から監査等委員である社外取締役としての役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
徳田　琢	○	○	―――	会社法一般及び企業間訴訟等の分野に精通しており、弁護士としての知識と経験に基づき監査等委員である社外取締役としての役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。 <独立役員指定理由> 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査等委員会の職務の執行の補助を委嘱することにしております。
なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。
職務遂行上必要な場合、監査等委員会が使用人を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。
監査等委員会の求めにより内部監査部門（監査室）を監査等委員補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人

事考課等については、監査等委員会の意見を聞き、これを尊重することにしております。
　また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会が行うことにしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門の連携＞
　監査等委員会は、期末決算毎に会計監査人より会計監査結果報告を受けており、必要に応じて会計監査人の事業所監査に同行し、相互の情報、意見交換を行っております。また、会計監査人と内部監査部門についても、内部監査部門である監査室が実施いたしました内部監査についての監査結果報告書を閲覧し、必要に応じて情報、意見交換を行っており、連携を密にして、監査の適正性と効率性の向上に努めております。

＜内部監査、監査等委員会監査及び会計監査と内部統制部門との関係＞
　内部監査部門である監査室は、内部監査の実施結果について報告会を開催し、監査等委員会及び内部統制部門は報告会に出席して報告を受けております。監査等委員会は、内部統制部門から四半期毎に決算内容の報告を受けるほか、その他内部統制にかかわる事項についても、随時、報告を受けております。会計監査人は、内部統制部門から四半期毎に決算内容及び会社の状況について説明を受け、随時、会計に関する事項について意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

　当社は、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、代表取締役社長、管理本部長を構成員とする任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名及び報酬決定プロセスの透明性・客観性の強化を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

　当社のすべての社外役員は、独立役員の資格を充たしているため、すべて独立委員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

　当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当社の執行役員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入いたしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

ーーー

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第68期(2019年4月1日～2020年3月31日)において、取締役及び監査役に支払った報酬等の額は以下のとおりであります。

取締役	支給人数	13名	支給額	209,370千円
監査役	支給人数	4名	支給額	23,160千円
計	支給人数	17名	支給額	232,530千円

(注) 1. 取締役及び監査役に対する支給額には、社外役員(社外取締役2名及び社外監査役3名)に対する支給額20,535千円が含まれております。
2. 取締役及び監査役の支給人数には、2019年6月25日開催の第67回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名が含まれております。
3. 取締役に対する支給額には、当事業年度における業績連動型株式報酬制度である株式給付信託(BBT)に係る費用計上額41,809千円が含まれております。
4. 上記報酬等の額に記載するほかに、2004年6月29日開催の第52回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い打ち切り支給をすることを決議しており、この決議に基づき2019年6月25日開催の第67回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金8,726千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は2名)です。
また、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度として株式給付信託による報酬額としてのポイントを年間44,100ポイント(当社普通株式44,100株に相当)以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は8名です。
取締役(監査等委員)の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の内容の決定に関する方針
当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 取締役の報酬を決定するに当たっての基本方針
当社は、グループ会社の実現に向けた中期経営計画の達成を図る目的で、以下を基本的な考え方とする。
・当社グループの持続的発展と中長期的な企業価値向上
・株主と利益意識の共有できる報酬体系
・報酬の決定プロセスの客観性・透明性の確保
当社の取締役の報酬構成は、固定報酬と株式報酬及びインセンティブ報酬として中期経営計画の目標達成に給付する業績連動型株式報酬で構成し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするものとする。

(2) 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の固定報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
① 株式報酬
当社の株式報酬は、業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした「株式報酬」として、役位と職責に基づき当社の株式を付与するものとする。
なお、取締役等が当社株式を受ける時期は、原則として取締役等の退任時に行うものとする。

② 業績連動型株式報酬
当社の業績連動報酬は、インセンティブ報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として業績指標を反映した株式報酬とした「業績連動型株式報酬」として、各事業年度の連結経常利益の目標値達成に基づき、毎年、一定の時期に株式を付与することとする。
なお、取締役等が当社株式を受ける時期は、原則として取締役等の退任時に行うものとする。

(4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　取締役の報酬体系の割合については、当社の同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業ベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウエイトが高まる構成とし、報酬総額に占める株式での報酬比率は、各事業年度の連結経常利益の目標達成時に概ね10%～15%となるように設計するものとする。

(5) 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項
　個人別報酬額については、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの客観性・透明性を確保し、説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会における審査結果を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役及び社外取締役（監査等委員）の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理本部及び監査室がサポートを行っております。
また、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）に対して、取締役会の開催に際し、事前に議案内容を報告するほか、監査等委員会では事前にこの議案について協議しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

コーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。

＜取締役会＞
　当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。
　2020年3月期では、取締役会を12回開催いたしました。
　また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の業務執行状況の報告を受け、業務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。
　当社は、毎年1回、全取締役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。
　なお、当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員と業務担当取締役とで、業務執行の迅速化を図っております。

＜社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）＞
　当社は、社外取締役2名（1名は弁護士、1名は法科大学院教授）を選任しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っております。

＜監査等委員会・監査等委員である社外取締役＞
　当社は、監査等委員会制度を採用しております。監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役（1名は弁護士、1名は公認会計士）を選任しており、専門的立場から監査の適正性と効率性の向上を図るために毎月1回以上開催する監査等委員会において、監査方法及び監査基準等について意見交換を行い、監査制度の充実強化に努めております。
　監査等委員である取締役は、期末決算毎に会計監査人より会計監査結果報告を受けており、必要に応じて会計監査人の事業所監査に同行し、相互の情報、意見交換を行っております。
　また、監査等委員である取締役は、内部統制部門から四半期毎に決算内容の報告を受けるほか、その他内部統制にかかわる事項についても、随時、報告を受けております。

＜監査室（内部監査部門）＞
　当社は、社長直轄部門として監査室を設置し、2名の専任者を置いております。各部門の業務プロセス等について法令・会社諸規程の遵守状況や適正性、効率性を監査し、改善指導及びフォローしております。
　それに加え、財務報告の信頼性を確保するための体制が適正に機能することを継続的に検証するために監査を実施し、必要な是正を行っております。
　内部監査部門である監査室は、内部監査の実施結果について報告会を開催し、監査等委員及び内部統制部門は報告会に出席して報告を受けております。
　また、会計監査人と内部監査部門についても、内部監査部門である監査室が実施いたしました内部監査についての監査結果報告書を閲覧し、必要に応じて情報、意見交換を行っており、連携を密にして、監査の適正性と効率性の向上に努めております。

＜会計監査人、顧問弁護士・税理士＞
　当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人は、内部統制部門から四半期毎に決算内容及び会社の状況について説明を受け、随時、会計に関する事項について意見交換を行っております。
　また、顧問契約を結んでいる弁護士、税理士から状況に応じ助言を受けております。

＜コンプライアンス・リスク管理委員会＞
　当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
　コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令や企業倫理、社内規則を遵守する意識を全従業員に浸透させ、コンプライアンスの実践の指導教育及びコンプライアンスに関する計画や施策を策定して不祥事やトラブルを未然に防止する体制を構築し、また、当社及び子会社を取り巻くさまざまなリスク情報を収集・分析して具体的な予防策を策定し、万一、リスクが顕在化したときは迅速かつ的確な施策を実施して、その影響を最小限にする体制の構築を推し進め、企業基盤の強化を図っております。

<指名報酬委員会>
　当社は、独立社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）、代表取締役社長、管理本部長を構成員とする任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名及び報酬決定プロセスの透明性・客観性の強化を図っております。

＜社外役員懇話会＞
　社外取締役で構成されます社外役員懇話会を設置し、社外役員同士の定期的な意見交換を行っております。

＜責任限定契約＞

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役による監査体制が経営を監視するうえで有効であると考え、監査等委員会設置会社を採用しております。

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査等委員である社外取締役2名の計3名で構成され、客観的で公正な監視を行っております。

取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の意思決定の効率化と監督機能の強化を図っております。

当社は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、監査等委員会への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年3月期は総会日（6月24日）の19日前（6月5日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただくため、集中日を避けて、株主総会日を設定しております。
その他	当社は株主総会を株主の皆様とのコミュニケーションを図る重要な機会と認識し、株主の皆様に当社をより一層ご理解していただくため、報告事項などでパワーポイントを用いたビジュアル化を図り、説明を行っております。 また、招集通知の早期開示を行っており、2020年3月期は発送日（6月5日）の3日前（6月2日）に当社ホームページ及び東証ホームページにて開示をしております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて、IRポリシーを策定し、基本姿勢等を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社や外部セミナー機関が主催する個人投資家向け会社説明会やIRフェアなどに定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算発表後、アナリストや機関投資家向けに個別説明や決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営情報、業績情報その他情報開示資料はすべて開示後ホームページに掲載しております。 開催した会社説明会の動画をホームページに掲載しております。 従来より発行していました「アニュアルレポート」の内容をより充実させた「統合報告書」を2017年より新たに発行し、当社ホームページにおいて公表しております。 なお、当社はホームページの使いやすさ向上や、情報の充実に努め、その活動は外部IRサイト表彰で評価をいただいており、日興アイ・アール㈱「2019年度全上場企業ホームページランキング」最優秀サイト、モーニングスター㈱「GOMEZ IRサイトランキング」優秀企業銅賞に選ばれております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	株主、投資家とのコミュニケーションを推進し、タイムリーなディスクロージャーを行うためにIR委員会を設置し、総務部内に事務局を設けております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	1.環境への取り組み ⑴ 環境方針 当社は、1953年の設立以来、半世紀以上にわたり様々な業界に向けて製商品を提供することにより、社会インフラの充実を通じて豊かな社会づくりに貢献するとともに、持続可能な社会の実現のために、未来の環境価値を創造、共生し、環境との調和に配慮した事業活動に取り組んでいます。 ① 事業活動、製品及びサービスにかかわる環境関連の法規制及び当社が同意した事項を順守します。 ② 省エネルギー・省資源、リサイクル推進、廃棄物削減、化学物質使用量削減及びグリーン調達に取り組み、環境負荷の低減、環境汚染リスクの低減、生物多様性及び生態系の保護に努めます。 ③ 環境マネジメントシステムを活用し、環境方針を達成するための環境目標設定、環境パフォーマンス評価の実施、定期的な見直しを行い、活動の継続的改善を図ります。 ④ 環境方針を全従業員に周知し、環境保全活動に取り組むために必要な教育及び啓発活動に努めます。 ⑵ 環境に配慮した企業活動 環境保全に根ざした活動として、消費電力の削減や森林保全、清掃活動を継続的に次の通り実施します。 ① 省エネ対策（LED照明への切り替え、消費電力10%削減） 電力の見える化を利用し、営業店の1ヶ月ごとの使用電力を全営業店に可視化、比較・分析をしております。営業店での使用電力を昨年度10%削減することを目標とし、クールビズ、ウォームビズをはじめ、日々省エネの見直しを実施しております。 ② 太陽光発電設備の設置 太陽光発電システムを、設置モデルとして稼働させ、売電事業を行っております。 ③ 森林保全活動 環境保全活動の一環として、近隣地域の清掃や新入社員による森林保全ボランティアを行っております。 ④ 工場体制・各営業店への在庫によるクイックデリバリー 当社では国内4ヶ所（北海道・茨城・滋賀・福岡）に工場を設けており、ブレースやアンカーボルト等の受注生産品は販売先様に一番近い工場で生産・出荷を行っております。4工場体制によって、環境負荷と輸送コストの削減とともに短納期で製品をお届けしております。在庫できる製商品に関しては、物流拠点のみに在庫を置くのではなく、各営業店に設けている倉庫に在庫を一定数置く事で、急な需要にも対応でき、さらに環境負荷・コスト削減と短納期を実現（クイックデリバリー）しております。 2.製造物責任・品質保証 メーカー機能を備える商社として、当社では取り扱う製商品の品質の維持、製品の開発や改良を通し、お客様へ安心と安全を提供すべく取り組んでおります。 ⑴ 製商品の品質管理 安全で良質な製品を供給するという観点から、全工場でISO9001を取得しております。 また、取扱品のさらなる品質向上のため、自社工場内に品質管理課を設置し、日々、強度試験や検査を実施し、安全性の高い製品の供給に努めております。さらに、品質保証に関する監査機能等を担う部署として、「品質保証室」を設置いたしました。当社製品の品質のさらなる向上を図ってまいります。 今後は4工場全てにおいて、環境を対象とした国際標準規格であるISO14000の取得を目指してまいります。 ⑵ JISや業界団体の認証取得について 工場製品の社外規格に関しては、日本産業規格（JIS）の認証取得をはじめとし、各種業界の規格に適合した製品を生産しております。 なお、当社の足場吊りチェーンは一般社団法人仮設工業会の認定第一号を受けました。 当社の直営工場以外での生産品（OEM生産品）に関しては、当社の技術サービス担当者または仕入部門担当者が国内外のOEM委託先を訪問し、技術指導を行っております。 また、当社の役員は全国建築用ターンバックル協議会や建築用アンカーボルトメーカー協議会等の業界団体の委員を務めており、委員として参加することで製品の規格遵守の責任を体現しております。 ⑶ クレーム発生時の対応 クレームが発生した際、当社ではまず営業担当者がお客様へヒアリングを行い、報告書を作成します。原因究明が必要な場合、自社製品であれば自社工場内の品質管理課、仕入品ならば仕入先と共同で対応しております。 また、クレーム事例を共有する仕組みとして、クレーム会議（不定期開催）を実施し、全社で共有するべき事例は、営業連絡書や注意喚起の案内を全社へ発信するなどして情報共有をしております。 3.地域社会との共生 当社では現在47の営業店を有しております。出店する地域の選定は、営業店の営業活動地域のうち、遠方かつ拡販の見込みがある地域であることが前提となります。比較的規模の大きな営業店（支店クラス）から分店する形で出店営業エリアを広げてまいりま

した。
当社は営業店に必ず在庫を置く倉庫を設け、さらに配達も行うため、営業店を置く場所に関しては、高速道路のIC付近や工業団地などの近隣住民に騒音や交通などの影響を及ぼしにくい場所を選定しております。
人員に関しては、新規出店の際には分店元の社員数名が異動しますが、現地での採用も同人数程度行い、地域での雇用の創出の一助も担っております。

4.ダイバーシティへの取り組み

(1) ダイバーシティ基本理念
企業理念である豊かな社会づくりに貢献するためには、多様なバックグラウンドを持った社員が各人の能力を最大限発揮して、やりがいをもって働くことの出来るように職場環境を整えていくことが重要と考えております。
そのためダイバーシティとワークライフバランスの推進に取り組み、いきいきと働ける企業風土の醸成に取り組んでいきます。
(2) 社員・配偶者の出産
コンドーテック株式会社の社員・配偶者が安心して出産・子育てを行えるよう、育児関連の法律や社内諸制度を纏めたハンドブックを作成して社内ポータルサイトから社員が自由に閲覧・入手できるようにしております。
法定制度を超えた、子供が小学3年生になるまで取得できる短時間勤務制度など各種諸制度を紹介し、相談窓口を明確にすることで出産・育児を安心して迎えてもらえるように努めており、離職防止を目指しております。
(3) 公平採用と多様な働き方支援
従業員の雇用に対しては、年齢や性別・国籍などにとらわれず、多様な個性を尊重し採用を行っています。
また、アスリート支援や、意欲の高い有期契約社員に対して正社員に登用する取り組みなども行っております。
なお、2020年6月現在、女性役員が2名活躍しており、女性の活躍の場を広げることに注力しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレート･ガバナンスを強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。

その実現のためには内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であると考えております。

2．内部統制システムの基本方針

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ⅰ) 当社は、コンプライアンス･リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を行い、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

(ⅱ)当社グループは、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努めております。

(ⅲ)内部監査部門（監査室）は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。

(ⅳ)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス･リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集･分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

⑸ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(ⅰ) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。

(ⅱ)当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることにしております。

⑹ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査等委員会の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。

⑺ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(ⅰ) 職務遂行上必要な場合、監査等委員会が使用人を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。

(ⅱ)監査等委員会の求めにより内部監査部門（監査室）を監査等委員会補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査等委員会の意見を聞き、これを尊重することにしております。

また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会が行うことにしております。

⑻ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は次の事項を監査等委員会に報告することにしております。

(イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項

(ロ) 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはそのおそれがある場合は、その事実に関する事項

(ハ) 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果

(ニ) 内部通報

⑼ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ⅰ) 監査の実効性を確保するため、監査等委員がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。

(ⅱ) 監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。

(ⅲ) 監査等委員会は監査等委員会規程に基づいて、内部監査部門（監査室）及び会計監査人との連携により効率的な監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査部門（監査室）に調査を求めることができる。

(ⅳ) 当社は、監査等委員が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

⑽ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことにしております。

3．業務の適正を確保するための体制の運用状況

2020年3月期における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

⑴ 内部統制システム全般の運用状況

当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況について、内部監査部門（監査室）が評価及び経営者への報告を行い、改善を進めております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価も併せて、行っております。

⑵ 取締役会の状況

（ⅰ）当社は、毎年1回、全取締役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。
そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。

（ⅱ）社外取締役で構成する「社外役員懇話会」を設け、社外役員同士の定期的な意見交換を行っております。

⑶ コンプライアンスに関する取組み

（ⅰ）当社及び主要な子会社は、内部通報制度において、すべての役職員等が通報によって不利益を被らないよう、社内規程の整備を行っております。
なお、当該内部通報制度の運用状況につきましては、取締役会にて報告を行っております。

（ⅱ）コンプライアンスに関する課題への対応策の立案、実施を目的に、コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社及び主要な子会社の重点管理方針を毎年定め、当該方針の周知を行っております。なお、その実施結果については、取締役会にて報告を行っております。

（ⅲ）コンプライアンスの周知徹底を図るため、当社及び主要な子会社の各種社内研修において、コンプライアンスマニュアル等の説明等を実施いたしました。

⑷ リスク管理体制の運用状況

コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社グループの新たなリスクの分析や自己評価を行い、その結果については、取締役会にて報告を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針にしております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的勢力との関係遮断」を行動指針の一つとして掲げ、反社会的勢力排除に向け、次のように社内体制を整備しております。

⑴ 責任統括部署

総務部を反社会的勢力の責任統括部署として、反社会的勢力との取引防止に関する管理等を行っております。

⑵ 外部の専門機関との連携状況

「大阪府企業防衛連合協議会」及び「西警察署管内企業防衛協議会」に加盟しており、会員相互及び警察署との情報交換を行い、緊密な連携関係を構築して、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除するよう努めております。

⑶ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。
また、反社会的勢力との属性チェックを行い、反社会的勢力と関わりがある企業との取引を未然に防ぐように努めております。
なお、不当要求事例が発生した場合には、速やかに情報の共有化を行うとともに適切な対応策を講じることにしております。

⑷ 対応マニュアルの整備状況

リスク管理マニュアルに「反社会的勢力とのトラブル発生時の対応」を定め、具体的な対応方法を示しております。

⑸ 研修活動の実施状況

責任統括部署である総務部が、全社員対象のコンプライアンス教育時に反社会的勢力に対する対応等について、指導、教育を行っております。

⑹ 契約書に反社会的勢力排除条項の規定

反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を定めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保･向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2．基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、有効期間を2023年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

本プランの主な内容は以下のとおりであります。

（1）本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

（2）本プランの概要

（ⅰ）対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

（イ）当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

（ロ）当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（ⅱ）大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

（ⅲ）取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の（イ）又は（ロ）の期間を取締役会評価期間として設定します。

（イ）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ロ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

（ⅳ）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役4名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

（ⅴ）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値･株主共同の利益の確保･向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（ⅵ）対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

3．本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値･株主共同の利益の確保･向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当

社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること
本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

(3) 株主意思を重視するものであること
本プランを第68回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしましたが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。
従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役4名から構成されています独立委員会を設置しております。
また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。
また、当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期を1年、監査等委員である取締役を2年と法定どおりの任期としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。
(https://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/20200513_3news.pdf)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

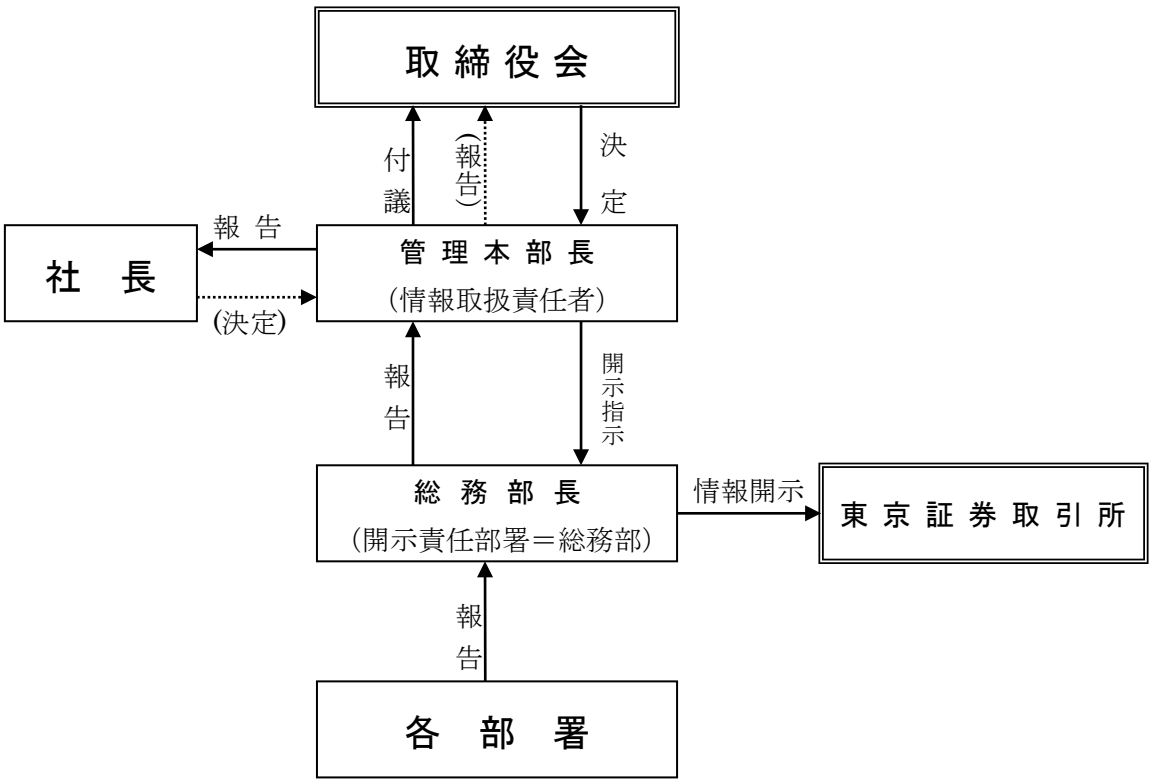
1. 情報開示の基本方針
当社は、会社情報の適切な開示を行うため「内部情報管理規程」を設けており、会社法、金融商品取引法等の法令及び証券取引所の定める規程等(以下「適時開示規則」という)に則って、迅速かつ公正に情報開示に努めております。
また、諸法令や適時開示規則に該当しない情報であっても、利害関係者(ステークホルダー)をはじめ、広く社会の皆様の判断に影響を与えると思われる情報については、迅速かつ公正に情報開示を行っております。

2. 適時開示の方法
(1) 適時開示規則に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報システムによって開示するほか、関係する記者クラブなどの報道機関に公表いたします。

(2) 適時開示規則に該当しない情報についても、利害関係者(ステークホルダー)をはじめ、広く社会の皆様の判断に影響を与えると思われる情報については、東京証券取引所の提供する適時開示情報システムによって開示するほか、関係する記者クラブなどの報道機関に公表いたします。

(3) 開示した情報は、当社のホームページに速やかに掲載します。

＜適時開示体制図＞


取締役会
付議
(報告)
決定
報告
社　長
管理本部長
(情報取扱責任者)
(決定)
報告
開示指示
総務部長
(開示責任部署＝総務部)
情報開示
東京証券取引所
報告
各　部　署

<コーポレート・ガバナンス体制図>

